

報告第10号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年10月3日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 29 年 7 月 27 日	16,209 円	■■■■■ ■■■■■	平成 29 年 6 月 16 日午後 1 時 30 分頃、羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号羽曳野市役所の駐輪場において、公用單車が操作を誤り、停車中の相手方單車に接触し損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を 100%、相手方を 0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
平成 29 年 9 月 12 日	48,600 円	■■■■■ ■■■■■	平成 29 年 8 月 8 日午前 9 時頃、羽曳野市誉田 3 丁目 4 番地付近において、相手方車両が、市道誉田 6 号線に進入した際、車輪が道路側溝に設置してある鉄板蓋に乗ったことにより、鉄板蓋が跳ねあがり、車体の底面及びバンパーを損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を 100%、相手方を 0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。